

第一号通所事業・通所介護事業 重要事項説明書 (介護保険用)

当事業所は、ご利用者に対して指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービス(以下「通所サービス」という)を提供いたします。

事業所の概要や、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を、次の通り説明します。

1. 事業の目的・運営方針

当事業所は、ご利用者の有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、居宅介護支援計画書(居宅【介護予防】サービス計画書)を基本とした通所介護(介護予防)計画書・個別機能訓練計画書を作成します。

計画書に基づいて日常生活上のお世話及び機能訓練を行います。

ご利用者本位のサービスを提供し、介護支援専門職(ケアマネージャー)と連携しながら在宅生活を送れますように支援させていただきます。

2. 事業所の概要

業所名	燈杜リハビリセンター
所在地	〒305-0814 つくば市西平塚318番地1 つくば医療ビル内
連絡先	電話 029-863-6886
事業者指定番号	0872003470
管理者	大津 聰
サービス提供地域	つくば市・土浦市・常総市 ※総合事業含む

3. 事業所の職員体制

管理者 1名以上

看護職員 1名以上

生活相談員 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

介護職員 2名以上

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し12月30日～1月4日を除く
営業時間	8:00～17:00
サービス提供時間	9:00～15:45

5. 通所サービスの利用方法及びサービス内容

1) 通所サービスの内容

- ①病状・障害の観察
- ②日常生活の介護（清潔・排泄・食事等の介助及び指導）
- ③機能訓練
- ④レクリエーション活動
- ⑤食事・栄養状態の確認
- ⑥転倒予防支援
- ⑦生活習慣病予防支援
- ⑧社会資源の活用方法の相談・アドバイス

2) サービスの終了

- ①利用者のご都合で通所サービスを終了する場合

電話・文書等で通所サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

- ②以下の場合は自動的に通所サービスが終了されます。

- ・ 利用者が介護保険施設等に3ヶ月以上入院・入所された場合
- ・ 利用者の要介護区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

6. 利用料金

1) 利用料内訳

要支援の方（1月）

通所型サービス 1(要支援 1)	1798 単位
通所型サービス 2(要支援 2)	3621 単位
送迎未実施減算 片道につき	—47 単位
サービス提供体制強化加算(I)	支援 1 88 単位 支援 2 176 単位
通所介護処遇改善加算 II (要支援 1、2 共通)	9.0%
地域単価(5 級地) (要支援 1・2 共通)	1 単位 10.45 円

要介護の方（1日） 6 時間以上 7 時間未満

通所介護 I 41 (要介護 1)	584 単位
通所介護 I 42 (要介護 2)	689 単位
通所介護 I 43 (要介護 3)	796 単位
通所介護 I 44 (要介護 4)	901 単位
通所介護 I 45 (要介護 5)	1008 単位
通所介護個別機能訓練加算 I (イ) (要介護 1～5 共通)	56 単位
通所介護個別機能訓練加算 I (ロ) (要介護 1～5 共通)	76 単位

入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位
送迎未実施減算 片道につき	—47 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位
通所介護処遇改善加算Ⅱ (要介護 1~5 共通)	9.0%
地域単価(5 級地) (要介護 1~5 共通)	1 単位 10.45 円

その他の負担金

- ・お食事代等 750 円 (飲み物、おやつを含む)
- ・日用品・教養娯楽費 300 円 (日用備品等の一部負担等)

※予め契約した通所サービスの時間を、利用者の都合により超過した場合には、法令に準じ、超過分を算定いたします。

※要介護・要支援の認定結果が出る前に、通所サービスを利用する必要がある場合には、認定結果がでるまでは全額自己負担となり、認定結果がでた後に市町村に申請することでサービスにかかった費用の 9 割または 8 割または 7 割が払い戻される償還払いとなります。但し、開始月に認定結果がでた場合は 1 割または 2 割または 3 割負担となります。

通所介護個別機能訓練 I (イ) 56 単位 (訓練指導員 1 名の場合) 日数

通所介護個別機能訓練 I (ロ) 76 単位 (訓練指導員 1 名以上) 日数

(要介護 1 ~ 5 共通)

機能訓練指導員を配置し、利用者様に対して個別機能訓練計画書を作成し、ご利用者様又は、そのご家族様に機能訓練の内容と個別機能訓練計画書を説明します。

3 ヶ月ごとに 1 回以上、ご利用者様の居宅を訪問したうえでご利用者又は、そのご家族に対して機能訓練の内容と実施状況を説明し、訓練内容の見直し等を行って算定します。

入浴介助加算 (I) 40 単位/日

入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。ご利用者の自立生活支援や日常生活動作能力などの向上の為の見守り的支援です。必要に応じて介助、転倒予防の為の声かけ、気分の確認を行います。

身体に直接接觸する介助を行った場合も算定します。通所介護計画書上に位置付けされるサービスです。

送迎減算 片道につき マイナス 47 単位

ご利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合、また有料送迎の場合は、片道ごとに送迎減算が適用されます。

サービス提供体制強化加算（I） 要介護 22 単位/1 日

介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が 70%以上である事業所に認められた加算です

処遇改善加算 II（要支援 1・2 共通）月額総単位数の 9.0%

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められた加算です。

① 通常のサービス提供地域（つくば市、常総市、土浦市）

事業所から、おおむね 20Km 程度の方についての交通費は、原則頂きません。

但し、この場合の送迎は、事業所の都合により行わせて頂きます。（時間指定、座席指定、ドライバー指定、個別送迎などはご遠慮下さい。）

※ 通常の事業の実施地域を超えた地点から、1kmあたり 50 円の交通費の実費が必要です。

2) 請求・支払い方法

原則的に、1ヶ月分のご利用料金を一括して請求する月精算で、請求書は翌月 10 日前後までに発行いたします。お支払いは、口座振替（毎月 20 日）または現金でお願いします。入金を確認次第、領収書を発行いたします。

3) キャンセル料金

- ① サービスの利用をキャンセルされる場合には、速やかに当事業所に連絡してください。
- ② 利用者のご都合でサービスの利用をキャンセルされる場合には、できるだけサービスの利用前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、下記のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。ただし、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません

	キャンセル料
通所サービス利用日の前日まで	無 料
通所サービス利用の当日	利用者自己負担金相当額

4) 文書料金

領収証明書等の再発行を依頼された場合は 2ヶ月分までが 500 円、3ヶ月分以上は、1000 円を文書料として申し受けます。

7. 緊急時の対応

- 1) 当事業所の通所サービス提供中に、ご利用者の病状が重篤なものとなり、当事業所における適切な対応が困難な場合、緊急専門機関への連絡・搬送となります。(病院の指定は出来かねます)
- 2) 当事業所の通所サービス利用中にご利用者の心身の状態が急変した場合は、ご利用者およびそのご家族が指定する緊急連絡先へ連絡をし、適切な救命法を実施するとともに関係機関への連絡等、必要な措置を講じます。
- 3) その他緊急時の対応については、予めご利用者及びそのご家族と当事業所との協議において定めさせていただきます。

8. 事故発生時の対応

ご利用者に対する通所サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様ご家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用者に対する通所サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 虐待防止について

事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待防止のために次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 苦情解決体制を整備しています。
- 2) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 身体拘束について

事業所は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他者の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、ご利用者様、ご家族様に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲で行なうことがあります。

- ・切迫性（緊急を要するか）
- ・非代替性（その他の行動制限を行う方法がないこと）
- ・一時性（制限を行う事が一時的であること）

その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応について記録を行います。

また事業所としては、身体拘束をなくしていく為の取り組みを積極的に行います。

1 1 . 相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談・苦情受付窓口	電話 : 029-863-6886 (FAX : 029-863-6887) 相談責任者 : 稲葉 美弓城 対応時間 : 9:00 ~ 17:00 (月~土)
-----------	---

次の公的機関においても苦情の申し出等ができます。

つくば市高齢福祉課	住 所 : つくば市研究学園一丁目 1 番地 1 号 電 話 : 029-883-1111 (代表) 対応時間 : 8:45~16:30 (月~金)
茨城県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	住所 : 水戸市笠原町 978 番地 26 茨城県市町村会館 電話 : 029-301-1565 対応時間 : 9:00 ~ 16:30 (月~金)

※つくば市以外にお住まいの方は、それぞれの居住地の市町村役場介護保険担当課にご相談下さい。

1 2 . 提供するサービスの第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

1 3 . 法人の概要

名称・法人種別	株式会社 AZ 企画
代表者氏名	取締役 大津 聰
所在地	茨城県水戸市全隈町 827-2
電話番号	029-863-6886
事業所数	通所介護事業所 1 第一号通所事業所 1